【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年9月16日提出

【発行者名】 日興アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 村上 雅彦

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

 【事務連絡者氏名】
 雄谷 敦史

 【電話番号】
 03-6447-6147

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 インデックスファンド225(日本株式)

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 5兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

インデックスファンド225(日本株式)(以下「ファンド」といいます。)

・愛称として「DC 225」、「年金積立 インデックスファンド225」という名称を用いること があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、も しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

(6)【申込単位】

販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度 上の取得申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。

(7)【申込期間】

平成26年 9月17日から平成27年 9月16日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が 行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれま す。

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価 (225種・東証)の動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの基本的性格

1)商品分類

単位型投信· 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
	国内	株 式	
単位型投信	1141 1179	债 券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型投信		その他資産	特殊型
	内外	()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉と する旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

2)属性区分

投资対象资産	決算頻度	投资対象地域	投资形態	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		日軽 225
债券 一般	年 6 回 (陽月)	欧州	ファミリーファンド	
公債 社債 その他債券	年 12 回	アジア		TOPIX
クレジット属性 ()	58300-79800 - 88	オセアニア		
	日々	中南米		
不動產投信		<u> </u>	ファンド・オブ・	
その他資産 (投資信託証券(株 式 一般))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	ファンズ	その他 ()
资產複合		エマージング		
() 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(株式 一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドの特色



日経平均株価(225種・東証)の動きに連動する投資成果をめざします。

- 日本の株式市場全体の動きをとらえ、日経平均株価(225種・東証)の動きに連動する投資 成果をめざします。
 - 中長期にわたって保有することで、日本経済の成長を享受することが可能になります。
- 日経平均株価(225種・東証)をベンチマークとします。



「バーラ日本株式モデル」に従って、東京証券取引所第一部上場全銘柄の中から、 原則として200銘柄以上に投資します。

- 「バーラ日本株式モデル」とは、市場の動きや株価指標、ポートフォリオ固有の特性などから リスク・リターンの分析や管理、ポートフォリオ構築を行なうツールです。
- マザーファンドにおいて、「バーラ日本株式モデル」を活用した日経平均株価の特性分析により、 原則として200銘柄以上で運用しながら日経平均株価との高い連動性の実現に努めます。



株式の実質組入比率は高位を保ちます。

株式組入比率(マザーファンドにおいて保有する株式を含みます。)は原則として高位を維持します。したがって、基準価額は大きく変動することがあります。

基準価額と日経平均株価の動きのカイ離は、主として株式の配当金、信託報酬の費用負担、組入銘柄の選定に伴なう影響などにより生じます。



(主な投資制限)・株式への投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。

(分 配 方 針)・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- ■「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済 新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ■「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ■「インデックスファンド225(日本株式)」は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、 その運用および受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ■株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- ■株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

信託金限度額

- ・3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成13年10月31日

・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

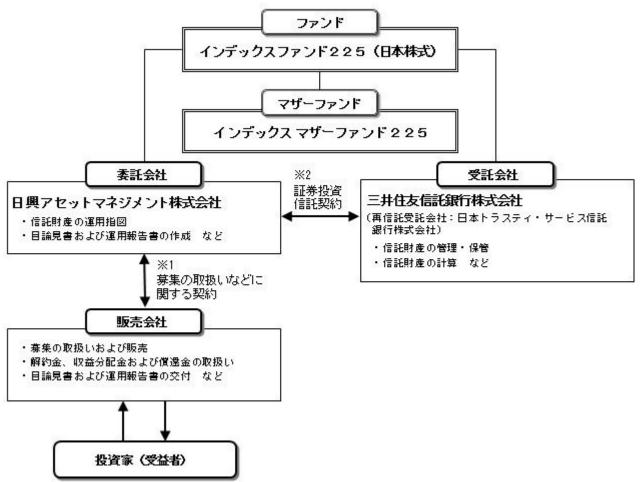
平成26年7月19日

・ファンド名称変更

新名称:インデックスファンド225(日本株式) 旧名称:年金積立 インデックスファンド225

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況(平成26年6月末現在)

1)資本金

17,363百万円

2)沿革

昭和34年:日興證券投資信託委託株式会社として設立

平成11年:日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、「インデックス マザーファンド 225」受益証券に投資を行ない、日経平均株価(225種・東証)の動きに連動する投資成果をめざします。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。また、設定・解約動向に応じて 有価証券指数先物取引などを活用し、組入比率を調整することがあります。
- ・株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。)は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす 水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があり ます。

(2)【投資対象】

<インデックスファンド225(日本株式)>

「インデックス マザーファンド 225」受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、 第21条および第22条に定めるものに限ります。)
- 3)金銭債権
- 4)約束手形
- 5)為替手形

主として「インデックス マザーファンド 225」受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。

- 1)株券または新株引受権証書
- 2)国債証券
- 3)地方債証券
- 4)特別の法律により法人の発行する債券
- 5)社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6)特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7)コマーシャル・ペーパー
- 8)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新 株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2)~8) の証券の性質を有するもの
- 10)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。)
- 11)投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)で12)に定めるもの以外のもの
- 12)投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)または 外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 13)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 14)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 15)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 16)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益

証券に表示されるべきもの

次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4)手形割引市場において売買される手形
- 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの次の取引ができます。
- 1)信用取引
- 2) 先物取引等
- 3)スワップ取引
- 4)金利先渡取引
- 5)有価証券の貸付
- 6)公社債の空売
- 7)公社債の借入
- 8)資金の借入
- <インデックス マザーファンド 225>
- わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)有価証券
- 2)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条および第18条に定めるものに限ります。)
- 3)金銭債権
- 4)約束手形
- 5)為替手形

主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に 掲げる権利を除きます。)に投資することができます。

- 1)株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
- 2)短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
- 3) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2) の証券の性質を有するもの
- 4)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 5)投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)の うち投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)に類する証券 以外のもの
- 6)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 7)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの

次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの次の取引ができます。
- 1)信用取引
- 2) 先物取引等
- 3)スワップ取引

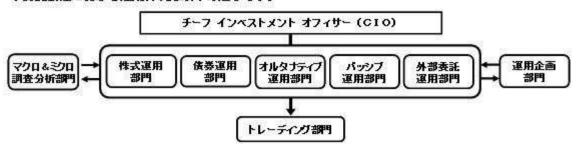
4)有価証券の貸付

投資対象とするマザーファンドの概要 < インデックス マザーファンド 225>

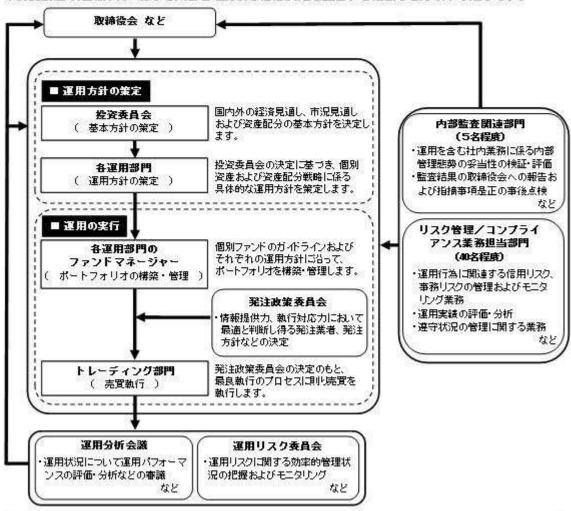
■ おか言の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価(225種・東証)の動きに連動する投資成果をめざします。	YE 17	の甘土土仏	
(四(225種・東証)の動きに連動する投資成果をめざします。 主な投資対象 わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。 ・投資成果を日経平均株価(225種・東証)の動きにできるだけ連動させるため、「バーラ日本株式モデル」に従い次のボートフォリオ管理を行ないます。 東京証券取引所第一部に上場されている株式を投資対象とし、分散投資を行ないます。 資金の流出人に伴なう売買にあたっては、最適ボートフォリオと信託財産のボートフォリオの力・離を縮いするように売買を行ないます。株式の組入比率は、高位を保ちます。 ・株式の組入比率は、高位を保ちます。 ・株式の組入に率は、高位を保ちます。・株式の40分の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。・ただし、市況動向に急激な変化が生じたときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。・ただし、市況動向に急激な変化が生じたときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。・投資信託証券の公投資は、信託財産の総資産総額の5%以下とします。・外資建資産への投資は「信託財産の総資産総額の5%以下とします。・外資建資産への投資は行ないません。 収益分配 収益分配は行ないません。 収益分配は行ないません。 収益分配は行ないません。 日期ません。 信託財産国保額 ありません。 信託財産国保額 ありません。 信託財産国保額 ありません。 をが会社 カリません。 日期アセットマネジメント株式会社 日期アセットマネジメント株式会社 日期アセットマネジメント株式会社 日期アセットマネジメント株式会社 三井住友信託銀行株式会社 信託財間 無期限(平成13年10月26日設定)	連片	の金平力町	
投資方針 ・投資成果を日経平均株価(225種・東証)の動きにできるだけ連動させる ため、「パーラ日本株式モデル」に従い次のポートフォリオ管理を行ないます。 東京証券取引所第一部に上場されている株式を投資対象とし、分散投資を行ないます。 資金の流出人に伴なう売買にあたっては、最適ポートフォリオと信託 財産のポートフォリオのカイ離を縮小するように売買を行ないます。 株式の組入比率は、高位を保ちます。 ・株式の組入比率は、高位を保ちます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 ・株式(新科引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。・外貨建資産への投資は行ないません。 収益分配 収益分配は行ないません。 ファンドに係る費用 信託報酬 ありません。 信託財産留保額 ありません。 信託財産留保額 ありません。 信託財産留保額 ありません。 その他の費用など 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 その他 委託会社 日興アセットマネジメント株式会社 信託財間 無期限(平成13年10月26日設定)		基本方針	
ため、「パーラ日本株式モデル」に従い次のボートフォリオ管理を行ないます。 東京証券取引所第一部に上場されている株式を投資対象とし、分散投資を行ないます。 資金の流出人に伴なう売買にあたっては、最適ポートフォリオと信託財産のボートフォリオのカイ離を縮小するように売買を行ないます。 株式の組入比率は、高位を保ちます。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。・外貨建資産への投資は行ないません。 収益分配 収益分配は行ないません。 ファンドに係る費用 信託報酬 ありません。 信託財産留保額 ありません。 信託財産留保額 ありません。 信託財産国保額 ありません。 をの他の費用など 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 その他 委託会社 日興アセットマネジメント株式会社 三井住友信託銀行株式会社 信託期間 無期限(平成13年10月26日設定)		主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 主な投資制限 ・株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。・外貨建資産への投資は行ないません。 収益分配 収益分配は行ないません。 収益分配 収益分配は行ないません。 中込手数料 信託報酬 ありません。 信託財産留保額 ありません。 その他の費用など 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 その他 委託会社 日興アセットマネジメント株式会社 受託会社 三井住友信託銀行株式会社 信託期間 無期限 (平成13年10月26日設定)		投資方針	ため、「バーラ日本株式モデル」に従い次のポートフォリオ管理を行ないます。 東京証券取引所第一部に上場されている株式を投資対象とし、分散投資を行ないます。 資金の流出入に伴なう売買にあたっては、最適ポートフォリオと信託 財産のポートフォリオのカイ離を縮小するように売買を行ないます。 株式の組入比率は、高位を保ちます。
合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 収益分配 収益分配は行ないません。 ファンドに係る費用 信託報酬 ありません。 申込手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。 その他の費用など 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 その他 委託会社 日興アセットマネジメント株式会社 受託会社 三井住友信託銀行株式会社 信託期間 無期限(平成13年10月26日設定)			下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、 残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情 が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
ファンドに係る費用 信託報酬 ありません。 申込手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。 その他の費用など 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 その他 委託会社 日興アセットマネジメント株式会社 受託会社 三井住友信託銀行株式会社 無期限(平成13年10月26日設定)		主な投資制限	合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
信託報酬 ありません。 申込手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。 その他の費用など 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 その他 委託会社 日興アセットマネジメント株式会社 受託会社 三井住友信託銀行株式会社 信託期間 無期限(平成13年10月26日設定)		収益分配	収益分配は行ないません。
申込手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。 その他の費用など 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 その他 委託会社 日興アセットマネジメント株式会社 受託会社 三井住友信託銀行株式会社 信託期間 無期限(平成13年10月26日設定)	ファ	ンドに係る費用	
信託財産留保額 ありません。 その他の費用など 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 その他		信託報酬	ありません。
その他の費用など 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 その他 委託会社 日興アセットマネジメント株式会社 受託会社 三井住友信託銀行株式会社 信託期間 無期限(平成13年10月26日設定)		申込手数料	ありません。
用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 その他 委託会社 日興アセットマネジメント株式会社 受託会社 三井住友信託銀行株式会社 信託期間 無期限(平成13年10月26日設定)		信託財産留保額	ありません。
委託会社 日興アセットマネジメント株式会社 受託会社 三井住友信託銀行株式会社 信託期間 無期限(平成13年10月26日設定)		その他の費用など	用、信託財産に関する租税など。
受託会社 三井住友信託銀行株式会社 信託期間 無期限(平成13年10月26日設定)	₹0.)他	
信託期間 無期限(平成13年10月26日設定)		委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
		受託会社	三井住友信託銀行株式会社
決算日 毎年6月16日(休業日の場合は翌営業日)		信託期間	無期限(平成13年10月26日設定)
		決算日	毎年6月16日(休業日の場合は翌営業日)

(3)【運用体制】

◆委託会社における運用体制 お以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は平成26年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1)分配対象額の範囲
 - 経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- 2)分配対象額についての分配方針
 - 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合には分配を行なわないこともあります。
- 3)留保益の運用方針
 - 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用 を行ないます。

収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は無手数料で自動的に再投資されます。

(5)【投資制限】

約款に定める投資制限

- <インデックスファンド225(日本株式)>
- 1)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- 2)投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 3)投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の 5%以下とします。
- 4)外貨建資産への投資は行ないません。
- 5)信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6)わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる ものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに 掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項 第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有 価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうこと の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7)わが国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国 の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をす ることができます。
- 8)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合 計額の50%を超えないものとします。
 - 口)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公 社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 11)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12)信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て(解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ)解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価

証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範 囲内

- 口)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 八)借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 二)解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支 弁される日からその翌営業日までとします。

2014年12月1日以降、以下の投資制限が追加となります。

- 14) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- <インデックス マザーファンド 225>
- 1)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 2)投資することを指図する株式は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- 3)投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4)外貨建資産への投資は行ないません。
- 5)信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ)信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 口)株式分割により取得する株券
 - 八)有償増資により取得する株券
 - 二)売り出しにより取得する株券
- 6)わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる ものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるもの をいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるもの をいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引と類似の取 引を行なうことの指図をすることができます。
- 7)信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする 金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利 商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 口) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 8)信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利また は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいま す。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契 約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該 信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあ たっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超え

ないものとします。

9)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸付の指図をすることができます。 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額 の50%を超えないものとします。

2014年12月1日以降、以下の投資制限が追加となります。

10) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権 の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資 元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属 します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財 務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも 重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体 の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が 値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が 廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、 ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

< 日経平均株価と基準価額の主なカイ離要因 >

当ファンドは、基準価額の変動率を日経平均株価の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・日経平均株価の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、 個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報 酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと日経平均株価の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

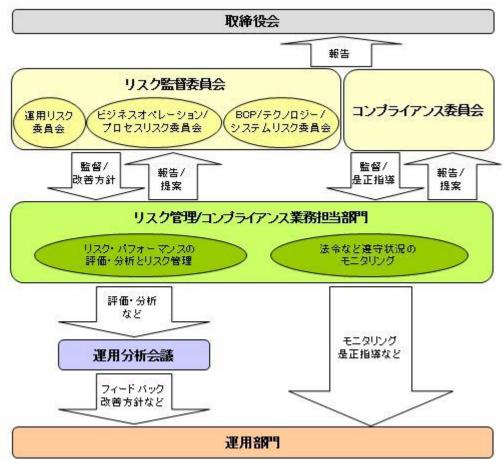
<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項 一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量 に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの 基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項 ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性 に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があり ます。
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項 関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会 社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限さ れることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連し て、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額がカイ離する可能性があります。
- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項 ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2)リスク管理体制



全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク(運用リスク、事務リスク、システムリスクなど)に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、リスク管理 / コンプライアンス業務担当 部門が管理を行ないます。問題点についてはリスク管理 / コンプライアンス関連の委員会に報告され、必要 に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成26年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお 問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
- ・収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.6696%(税抜0.62%)の率を乗じて得た金額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率(年率)					
合計 委託会社 販売会社 受託会社					
0.62%	0.22%	0.35%	0.05%		

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(日々、計上されます。)。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

- < 投資対象とするマザーファンドに係る費用 >
- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など
- *監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もる ことができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適 用対象です。

確定拠出年金の場合

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

確定拠出年金でない場合

個人受益者の場合

1)収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。 なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用があります。)のいずれかを選択することもできます。

2)解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益) については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益および 上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。また、解 約時および償還時の差益(譲渡益)および普通分配金(申告分離課税を選択したものに限ります。) については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した 公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれ るのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象 となります。なお、確定拠出年金制度を通じて公募株式投資信託などを購入する場合は、NISAをご利 用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について は配当所得として、15.315% (所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された 税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

原則として、益金不算入制度が適用されます。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

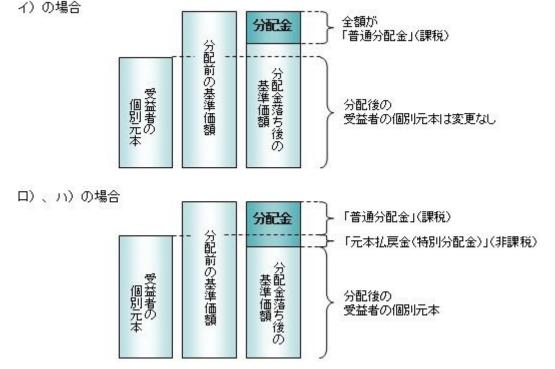
個別元本

- 1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- 2)受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

- 1)収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 口)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ)収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>



上記は平成26年 9月16日現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【年金積立 インデックスファンド225】

以下の運用状況は2014年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	9,126,150,381	100.00
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		87,085	0.00
合計 (純資産総額)		9,126,237,466	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	インデックス マザーファンド 2 25	5,401,047,749	1.6627	8,980,538,873	1.6897	9,126,150,381	100.00

口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合 計	100.00

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	1 11 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第4計算期間末	(2005年 6月16日)	1,217	1,217	1.0952	1.0952
第5計算期間末	(2006年 6月16日)	1,842	1,843	1.4336	1.4346
第6計算期間末	(2007年 6月18日)	5,891	5,895	1.7560	1.7570

				1月1111計分	<u> </u>
第7計算期間末 (2008年 6	6月16日)	5,319	5,323	1.4015	1.4025
第8計算期間末 (2009年 6	6月16日)	4,166	4,170	0.9633	0.9643
第9計算期間末 (2010年 6	6月16日)	4,733	4,738	1.0021	1.0031
第10計算期間末 (2011年 6	6月16日)	4,783	4,788	0.9481	0.9491
第11計算期間末 (2012年 6	6月18日)	5,145	5,151	0.8905	0.8915
第12計算期間末 (2013年 6	6月17日)	7,700	7,705	1.3476	1.3486
第13計算期間末 (2014年 6	6月16日)	8,998	9,004	1.5592	1.5602
2013	年 6月末日	8,142		1.4153	
	7月末日	7,820		1.4135	
	8月末日	7,864		1.3848	
	9月末日	8,524		1.5028	
	10月末日	8,510		1.4890	
	11月末日	9,064		1.6269	
	12月末日	9,469		1.6930	
2014	年 1月末日	8,860		1.5492	
	2月末日	8,976		1.5418	
	3月末日	9,027		1.5507	
	4月末日	8,693		1.4952	
	5月末日	8,871		1.5293	
	6月末日	9,126		1.5841	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第4期	2004年 6月17日~2005年 6月16日	0.0000
第5期	2005年 6月17日~2006年 6月16日	0.0010
第6期	2006年 6月17日~2007年 6月18日	0.0010
第7期	2007年 6月19日~2008年 6月16日	0.0010
第8期	2008年 6月17日~2009年 6月16日	0.0010
第9期	2009年 6月17日~2010年 6月16日	0.0010
第10期	2010年 6月17日~2011年 6月16日	0.0010
第11期	2011年 6月17日~2012年 6月18日	0.0010
第12期	2012年 6月19日~2013年 6月17日	0.0010
第13期	2013年 6月18日~2014年 6月16日	0.0010

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第4期	2004年 6月17日~2005年 6月16日	1.55
第5期	2005年 6月17日~2006年 6月16日	30.99

	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	
第6期	2006年 6月17日~2007年 6月18日	22.56
第7期	2007年 6月19日~2008年 6月16日	20.13
第8期	2008年 6月17日~2009年 6月16日	31.20
第9期	2009年 6月17日~2010年 6月16日	4.13
第10期	2010年 6月17日~2011年 6月16日	5.29
第11期	2011年 6月17日~2012年 6月18日	5.97
第12期	2012年 6月19日~2013年 6月17日	51.44
第13期	2013年 6月18日~2014年 6月16日	15.78

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第4期	2004年 6月17日~2005年 6月16日	193,705,140	175,960,954
第5期	2005年 6月17日~2006年 6月16日	510,972,480	338,032,196
第6期	2006年 6月17日~2007年 6月18日	2,900,494,679	830,263,578
第7期	2007年 6月19日~2008年 6月16日	1,097,038,510	656,486,409
第8期	2008年 6月17日~2009年 6月16日	1,479,055,520	950,240,078
第9期	2009年 6月17日~2010年 6月16日	1,274,206,355	875,283,792
第10期	2010年 6月17日~2011年 6月16日	1,049,043,977	727,472,657
第11期	2011年 6月17日~2012年 6月18日	1,460,894,802	727,151,036
第12期	2012年 6月19日~2013年 6月17日	2,043,304,948	2,108,414,799
第13期	2013年 6月18日~2014年 6月16日	2,260,114,484	2,202,491,359

(参考)

インデックス マザーファンド 225

以下の運用状況は2014年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	日本	258,068,573,600	99.44
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		1,443,685,206	0.56
合計 (純資産総額)		259,512,258,806	100.00

その他の資産の投資状況

株価指数先物取引	買建 日本	1,440,200,000	0.55
----------	----------	---------------	------

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・ 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	668,000	33,150.00	22,144,200,000	33,330.00	22,264,440,000	8.58
日本	株式	ソフトバンク	情報・通 信業	2,004,000	7,673.00	15,376,692,000	7,543.00	15,116,172,000	5.82
日本	株式	ファナック	電気機器	668,000	17,245.00	11,519,660,000	17,470.00	11,669,960,000	4.50
日本	株式	KDDI	情報・通 信業	1,336,000	6,009.00	8,028,024,000	6,179.00	8,255,144,000	3.18
日本	株式	京セラ	電気機器	1,336,000	4,797.00	6,408,792,000	4,808.00	6,423,488,000	2.48
日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	1,336,000	3,511.00	4,690,696,000	3,537.00	4,725,432,000	1.82
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	668,000	7,000.00	4,676,000,000	6,848.00	4,574,464,000	1.76
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	3,340,000	1,313.00	4,385,420,000	1,331.00	4,445,540,000	1.71
日本	株式	ダイキン工業	機械	668,000	6,237.00	4,166,316,000	6,392.00	4,269,856,000	1.65
日本	株式	セコム	サービス 業	668,000	6,174.00	4,124,232,000	6,190.00	4,134,920,000	1.59
日本	株式	信越化学工業	化学	668,000	6,046.00	4,038,728,000	6,158.00	4,113,544,000	1.59
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	668,000	5,823.00	3,889,764,000	6,084.00	4,064,112,000	1.57
日本	株式	キヤノン	電気機器	1,002,000	3,386.00	3,392,772,000	3,296.00	3,302,592,000	1.27
日本	株式	デンソー	輸送用機 器	668,000	4,798.00	3,205,064,000	4,835.00	3,229,780,000	1.24
日本	株式	TDK	電気機器	668,000	4,570.00	3,052,760,000	4,750.00	3,173,000,000	1.22
日本	株式	日東電工	化学	668,000	4,479.00	2,991,972,000	4,747.00	3,170,996,000	1.22
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	668,000	4,701.00	3,140,268,000	4,699.00	3,138,932,000	1.21
日本	株式	テルモ	精密機器	1,336,000	2,217.00	2,961,912,000	2,265.00	3,026,040,000	1.17
日本	株式	住友不動産	不動産業	668,000	4,345.00	2,902,460,000	4,347.00	2,903,796,000	1.12
日本	株式	セブン&アイ・ホールディ ングス	小売業	668,000	4,096.00	2,736,128,000	4,268.00	2,851,024,000	1.10
日本	株式	エーザイ	医薬品	668,000	4,109.00	2,744,812,000	4,244.00	2,834,992,000	1.09
日本	株式	電通	サービス 業	668,000	4,075.00	2,722,100,000	4,125.00	2,755,500,000	1.06
日本	株式	花王	化学	668,000	3,985.00	2,661,980,000	3,987.00	2,663,316,000	1.03
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通 信業	668,000	3,880.00	2,591,840,000	3,890.00	2,598,520,000	1.00
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	668,000	3,616.00	2,415,488,000	3,693.00	2,466,924,000	0.95
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	668,000	3,646.00	2,435,528,000	3,545.00	2,368,060,000	0.91
日本	株式	オリンパス	精密機器	668,000	3,295.00	2,201,060,000	3,490.00	2,331,320,000	0.90
日本	株式	三井不動産	不動産業	668,000	3,236.00	2,161,648,000	3,416.00	2,281,888,000	0.88
日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通 信業	668,000	3,360.00	2,244,480,000	3,335.00	2,227,780,000	0.86
日本	株式	アサヒグループホールディ ングス	食料品	668,000	3,124.00	2,086,832,000	3,180.00	2,124,240,000	0.82

口.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.12
		鉱業	0.16
		建設業	3.12
		食料品	4.55
		繊維製品	0.56
		パルプ・紙	0.27
		 化学	7.07
		医薬品	6.43
			0.44
		ゴム製品	1.14
		ガラス・土石製品	1.75
		鉄鋼	0.34
		非鉄金属	1.57
		金属製品	0.42
		機械	5.26
		電気機器	16.95
		輸送用機器	7.26
		精密機器	2.68
		その他製品	0.89
		電気・ガス業	0.33
		陸運業	2.40
		海運業	0.23
		空運業	0.06
		倉庫・運輸関連業	0.39
		情報・通信業	11.77
		卸売業	2.59
		小売業	11.19
		銀行業	1.34
		証券、商品先物取引業	0.67
		保険業	0.99
		その他金融業	0.54
			3.17
		サービス業	2.78
合 計			99.44

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称		建別	数量	通貨	契約額等(円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引		日経平均株価指数先物 年09月	2014	買建	95	日本円	1,419,226,403	1,440,200,000	0.55

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

参考情報

運用実績

2014年6月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額······ 15,841円 純資産総額····· 91.26億円

- ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口 当たりの値です。
- ※分配金込基準価額は、2004年6月末の基準価額を 起点として指数化しています。
- ※分配金込基準価額は、当ファントに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2010年6月	2011年6月	2012年6月	2013年6月	2014年6月	設定來累計
10円	10円	10円	10円	10円	90円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

比率
99.44%
0.55%
0.56%

※当ファンドの実質組入比率です。

<組入上位5業種>

	業 種	比率
1	電気機器	16.95%
2	情報·通信業	11.77%
3	小売業	11.19%
4	輸送用機器	7.26%
5	化学	7.07%

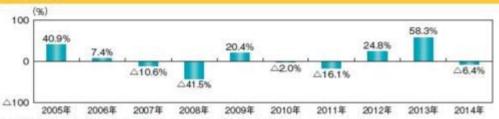
※マザーファンドの対鈍資産総額比です。

<組入上位10銘柄>

	銘柄	業種	比率
1	ファーストリテイリング	小売業	8.58%
2	ソフトバンク	情報·通信業	5.82%
3	ファナック	電気機器	4.50%
4	KDDI	情報·通信業	3.18%
5	京セラ	電気機器	2.48%
6	本田技研工業	輸送用機器	1.82%
7	東京エレクトロン	電気機器	1.76%
8	アステラス製薬	医薬品	1.71%
9	ダイキン工業	機械	1.65%
10	セコム	サービス業	1.59%

※マザーファンドの対鈍資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引削)を再投資したものとして計算しております。
※2014年は、2014年6月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1)申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。なお、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、 当該規定に従うものとします。

(2)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(3)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(4)申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(5)申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込み を行なう場合は、1円以上1円単位とします。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6)申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(7)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3)解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4)解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額に基づいて計算された金額となります。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関でない場合、解約価額から所得税および地方税が差し引かれます。

税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6)解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。

(7)解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

(8)受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があると きは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができま す。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

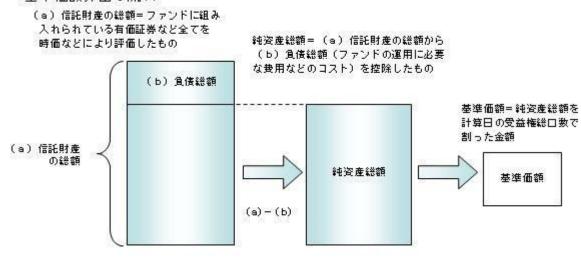
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を 評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総 口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがありま す。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価しま す。

< 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成13年10月31日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年6月17日から翌年6月16日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1)委託会社は、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
- 2)この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3)この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約 し繰上償還させます。
 - イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその 公告および書面の交付が困難な場合
 - 口)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - 八)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
 - 二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして 解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

- 1)委託会社は、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2)この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを 公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合

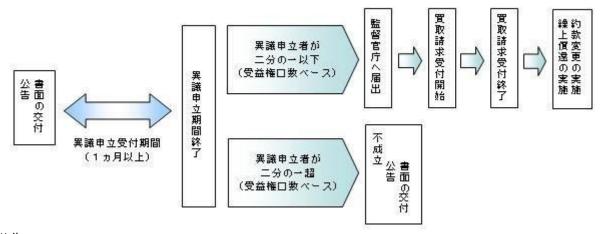
は、原則として公告を行ないません。

- 3)この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1)繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2)委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3)なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状 況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書 (全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1)収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有 します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年

EDINET提出書類

日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2)解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができま

(3)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(平成25年 6月18日 から平成26年 6月16日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【年金積立 インデックスファンド225】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第12期 平成25年 6月17日現在	第13期 平成26年 6月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	43,395,148	35,826,366
親投資信託受益証券	7,700,039,877	8,998,445,956
未収入金	-	15,460,875
未収利息	69	55
流動資産合計	7,743,435,094	9,049,733,252
資産合計	7,743,435,094	9,049,733,252
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,713,738	5,771,361
未払解約金	14,281,903	15,889,443
未払受託者報酬	1,866,459	2,363,687
未払委託者報酬	21,278,305	26,946,719
その他未払費用	182,861	228,774
流動負債合計	43,323,266	51,199,984
負債合計	43,323,266	51,199,984
純資産の部		
元本等		
元本	5,713,738,634	5,771,361,759
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,986,373,194	3,227,171,509
(分配準備積立金)	1,247,143,455	1,740,783,839
元本等合計	7,700,111,828	8,998,533,268
純資産合計	7,700,111,828	8,998,533,268
負債純資産合計	7,743,435,094	9,049,733,252

(2)【損益及び剰余金計算書】

() 100-000		(単位:円)
	第12期 自 平成24年 6月19日 至 平成25年 6月17日	第13期 自 平成25年 6月18日 至 平成26年 6月16日
受取利息	12,769	16,793
有価証券売買等損益	2,671,837,214	1,300,750,291
営業収益合計	2,671,849,983	1,300,767,084
- 営業費用		
受託者報酬	3,277,447	4,562,483
委託者報酬	37,364,329	52,013,789
その他費用	321,079	444,201
営業費用合計	40,962,855	57,020,473
営業利益又は営業損失()	2,630,887,128	1,243,746,611
経常利益又は経常損失()	2,630,887,128	1,243,746,611
当期純利益又は当期純損失()	2,630,887,128	1,243,746,611
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	584,051,855	343,966,903
期首剰余金又は期首欠損金()	632,984,685	1,986,373,194
剰余金増加額又は欠損金減少額	578,236,344	1,167,597,829
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	175,761,229	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	402,475,115	1,167,597,829
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	820,807,861
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	820,807,861
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	5,713,738	5,771,361
期末剰余金又は期末欠損金()	1,986,373,194	3,227,171,509

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本と	当ファンドの計算期間は原則として、毎年6月17日から翌年6月16日までとなってお
なる重要な事項	ります。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)
	が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当
	日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、
	当計算期間は平成25年 6月18日から平成26年 6月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		第12期	第13期
		平成25年 6月17日現在	平成26年 6月16日現在
1 .	期首元本額	5,778,848,485円	5,713,738,634円
	期中追加設定元本額	2,043,304,948円	2,260,114,484円
	期中一部解約元本額	2,108,414,799円	2,202,491,359円
2 .	受益権の総数	5,713,738,634□	5,771,361,759□

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第12期			第13期	
	自 平成24年 6月19日		自 平成25年 6月18日		
	至 平成25年 6月17日			至 平成26年 6月16日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	120,446,575円	Α	計算期末における費用控除後の 配当等収益	134,319,253円
В	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	622,107,582円	В	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	765,460,455円
С	信託約款に定める収益調整金	4,009,439,908円	С	信託約款に定める収益調整金	4,466,978,077円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	510,303,036円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	846,775,492円
Е	分配対象収益(A+B+C+D)	5,262,297,101円	Е	分配対象収益(A+B+C+D)	6,213,533,277円
F	分配対象収益(1万口当たり)	9,209円	F	分配対象収益(1万口当たり)	10,766円
G	分配金額	5,713,738円	G	分配金額	5,771,361円
Н	分配金額(1万口当たり)	10円	Н	分配金額(1万口当たり)	10円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第12期	第13期
自 平成24年 6月19日	自 平成25年 6月18日
至 平成25年 6月17日	至 平成26年 6月16日

		11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
	当ファンドが運用する主な有価証券は、 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第12期 平成25年 6月17日現在	第13期 平成26年 6月16日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上し ているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券	(1)有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記 「有価証券の評価基準及び評価方法」に 記載しております。	同左
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の時価を帳簿価額としております。	同左
ての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく 価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第12期(平成25年 6月17日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,396,942,374
合計	2,396,942,374

第13期(平成26年6月16日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	1,110,531,731	
合計	1,110,531,731	

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第12期		第13期	
平成25年 6月17日現在		平成26年 6月16日現在	
1口当たり純資産額	1.3476円	1口当たり純資産額	1.5592円
(1万口当たり純資産額)	(13,476円)	(1万口当たり純資産額)	(15,592円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

		i		
種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
1 1 2 / 7	24113	ᄼᄼᅜᄴᅝᄄ		ניייו

有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 親投資信託受益 インデックス マザーファンド 2 2 5 5,411,948,010 8,998,445,956 証券 合計 5,411,948,010 8,998,445,956

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「インデックス マザーファンド 225」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。 ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

インデックス マザーファンド 225

貸借対照表

具旧以黑化		
		(単位:円)
	平成25年 6月17日現在	平成26年 6月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,779,998,528	504,542,954
株式	253,891,716,000	257,218,169,000
未収入金	-	763,050,900
未収配当金	1,603,357,800	1,558,778,560
未収利息	2,841	778
前払金	85,810,000	<u>-</u>
流動資産合計	257,360,885,169	260,044,542,192
資産合計	257,360,885,169	260,044,542,192
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	36,794,982	22,779,355
前受金	-	7,230,000
未払金	623,496,240	-
未払解約金	669,131,897	791,305,855
流動負債合計	1,329,423,119	821,315,210
負債合計	1,329,423,119	821,315,210
純資産の部		
元本等		
元本	179,447,485,260	155,902,155,909
剰余金		

	平成25年 6月17日現在	平成26年 6月16日現在
剰余金又は欠損金()	76,583,976,790	103,321,071,073
元本等合計	256,031,462,050	259,223,226,982
純資産合計	256,031,462,050	259,223,226,982
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	257,360,885,169	260,044,542,192

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等にお
	ける計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる
	直近の日の最終相場)で評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計
	値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場
	は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評
	価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券
	適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事
	由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由を
	もって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時
	価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評値	両デリバティブ取引
方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		平成25年 6月17日現在	平成26年 6月16日現在
1 .	期首	平成24年 6月19日	平成25年 6月18日
	期首元本額	224,486,376,575円	179,447,485,260円
	期首からの追加設定元本額	19,078,399,324円	55,622,146,344円
	期首からの一部解約元本額	64,117,290,639円	79,167,475,695円
	元本の内訳		
	インデックスファンド225	161,037,785,022円	142,507,963,648円
	インデックスファンド225 VA(適格機関投資家向	10,801,110,577円	6,753,507,113円
	lt)		
	PF インデックスファンド225(適格機関投資家向	2,211,869,814円	- 円
	lt)		
	年金積立 インデックスファンド225	5,396,719,847円	5,411,948,010円
	RS日本株式ファンド	- 円	1,228,737,138円
	計	179,447,485,260円	155,902,155,909円
2 .	受益権の総数	179,447,485,260□	155,902,155,909□
3 .	担保資産		
	デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券と		
	して担保に供している資産は次のとおりであります。		

株式 2,081,800,000円 2,320,500,000円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	自 平成24年 6月19日	自 平成25年 6月18日
	至 平成25年 6月17日	至 平成26年 6月16日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動	同左
金融商品に係るリスク管理体制	性リスク、信用リスク等があります。 運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成25年 6月17日現在	平成26年 6月16日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上し ているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	売買目的有価証券	
	重要な会計方針に係る事項に関する注記	 同左
	「有価証券の評価基準及び評価方法」に	一
	記載しております。	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	「デリバティブ取引等に関する注記」に 記載しております。	同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳	
	簿価額と近似しているため、当該金融商	同左
	品の時価を帳簿価額としております。	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

金融商品の時価等に関する事項につい	金融商品の時価には、市場価格に基づく	
ての補足説明	価額のほか、市場価格がない場合には合	
	理的に算定された価額が含まれておりま	
	す。当該価額の算定においては一定の前	同左
	提条件等を採用しているため、異なる前	
	提条件等によった場合、当該価額が異な	
	ることもあります。	

(有価証券に関する注記)

(平成25年 6月17日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
株式	82,937,2	:68,036
合計	82,937,2	:68,036

(平成26年 6月16日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
株式		26,878,462,364
合計		26,878,462,364

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(平成25年 6月17日現在)

(単位:円)

区分 種 類		契約額等		時 価	評価損益
	作生 犬只	关約領守	うち1年超	14.	計1445年
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	2,126,090,000	-	2,089,600,000	36,490,000
	合計	2,126,090,000	-	2,089,600,000	36,490,000

(平成26年 6月16日現在)

(単位:円)

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
	作生 犬只	关約領守	うち1年超	巧川	计测块型
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	2,036,670,000	-	2,014,200,000	22,470,000
	合計	2,036,670,000	-	2,014,200,000	22,470,000

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段 又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終 相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 4.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成25年 6月17日現在		平成26年 6月16日現在	
1口当たり純資産額	1.4268円	1口当たり純資産額	1.6627円
(1万口当たり純資産額)	(14,268円)	(1万口当たり純資産額)	(16,627円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位:円)

銘柄	 	評価額 株式数		備考
	が工い女人	単価	金額	佣气
日本水産	676,000	317.00	214,292,000	
マルハニチロ	67,600	1,604.00	108,430,400	
国際石油開発帝石	270,400	1,611.00	435,614,400	
コムシスホールディングス	676,000	1,809.00	1,222,884,000	
大成建設	676,000	539.00	364,364,000	
大林組	676,000	701.00	473,876,000	
清水建設	676,000	683.00	461,708,000	
鹿島建設	676,000	432.00	292,032,000	

			1月1四記	正券届出書(内国投資信託
大和八ウス工業	676,000	1,988.00	1,343,888,000	
積水ハウス	676,000	1,343.00	907,868,000	
日揮	676,000	3,101.00	2,096,276,000	
千代田化工建設	676,000	1,190.00	804,440,000	
日清製粉グループ本社	676,000	1,172.00	792,272,000	
明治ホールディングス	67,600	6,600.00	446,160,000	
日本八ム	676,000	1,968.00	1,330,368,000	
サッポロホールディングス	676,000	422.00	285,272,000	
アサヒグループホールディングス	676,000	3,124.00	2,111,824,000	
キリンホールディングス	676,000	1,497.00	1,011,972,000	
宝ホールディングス	676,000	751.00	507,676,000	
キッコーマン	676,000	2,087.00	1,410,812,000	
味の素	676,000	1,601.00	1,082,276,000	
ニチレイ	676,000	492.00	332,592,000	
日本たばこ産業	676,000	3,616.00	2,444,416,000	
東洋紡	676,000	169.00	114,244,000	
ユニチカ	676,000	47.00	31,772,000	
日清紡ホールディングス	676,000	994.00	671,944,000	
帝人	676,000	234.00	158,184,000	
東レ	676,000	663.00	448,188,000	
王子ホールディングス	676,000	417.00	281,892,000	
日本製紙	67,600	2,036.00	137,633,600	
北越紀州製紙	676,000	475.00	321,100,000	
クラレ	676,000	1,258.00	850,408,000	
旭化成	676,000	755.00	510,380,000	
昭和電工	676,000	137.00	92,612,000	
住友化学	676,000	384.00	259,584,000	
日産化学工業	676,000	1,500.00	1,014,000,000	
日本曹達	676,000	513.00	346,788,000	
東ソー	676,000	476.00	321,776,000	
トクヤマ	676,000	292.00	197,392,000	
電気化学工業	676,000	363.00	245,388,000	
信越化学工業	676,000	6,046.00	4,087,096,000	
三井化学	676,000	262.00	177,112,000	
三菱ケミカルホールディングス	338,000	425.00	143,650,000	
宇部興産	676,000	175.00	118,300,000	
日本化薬	676,000	1,295.00	875,420,000	
花王	676,000	3,985.00	2,693,860,000	
富士フイルムホールディングス	676,000	2,717.00	1,836,692,000	
資生堂	676,000	1,831.00	1,237,756,000	
日東電工	676,000	4,479.00	3,027,804,000	
協和発酵キリン	676,000	1,314.00	888,264,000	

	_		月 個記	正券届出書(内国投資信託
武田薬品工業	676,000	4,701.00	3,177,876,000	
アステラス製薬	3,380,000	1,313.00	4,437,940,000	
大日本住友製薬	676,000	1,131.00	764,556,000	
塩野義製薬	676,000	2,061.00	1,393,236,000	
中外製薬	676,000	2,734.00	1,848,184,000	
エーザイ	676,000	4,109.00	2,777,684,000	
第一三共	676,000	1,786.00	1,207,336,000	
昭和シェル石油	676,000	1,195.00	807,820,000	
J X ホールディングス	676,000	537.00	363,012,000	
横浜ゴム	676,000	906.00	612,456,000	
ブリヂストン	676,000	3,646.00	2,464,696,000	
日東紡績	676,000	404.00	273,104,000	
旭硝子	676,000	578.00	390,728,000	
日本板硝子	676,000	124.00	83,824,000	
日本電気硝子	1,014,000	525.00	532,350,000	
住友大阪セメント	676,000	388.00	262,288,000	
太平洋セメント	676,000	415.00	280,540,000	
東海カーボン	676,000	288.00	194,688,000	
тото	676,000	1,311.00	886,236,000	
日本碍子	676,000	2,147.00	1,451,372,000	
新日鐵住金	676,000	315.00	212,940,000	
神戸製鋼所	676,000	146.00	98,696,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	67,600	2,027.00	137,025,200	
日新製鋼	67,600	1,234.00	83,418,400	
大平洋金属	676,000	477.00	322,452,000	
日本軽金属ホールディングス	676,000	153.00	103,428,000	
三井金属鉱業	676,000	262.00	177,112,000	
東邦亜鉛	676,000	356.00	240,656,000	
三菱マテリアル	676,000	327.00	221,052,000	
住友金属鉱山	676,000	1,555.00	1,051,180,000	
D O W A ホールディングス	676,000	944.00	638,144,000	
古河機械金属	676,000	190.00	128,440,000	
古河電気工業	676,000	213.00	143,988,000	
住友電気工業	676,000	1,382.00	934,232,000	
フジクラ	676,000	468.00	316,368,000	
SUMCO	67,600	873.00	59,014,800	
東洋製罐グループホールディングス	676,000	1,504.00	1,016,704,000	
日本製鋼所	676,000	411.00	277,836,000	
オークマ	676,000	1,011.00	683,436,000	
アマダ	676,000	1,118.00	755,768,000	
小松製作所	676,000	2,293.00	1,550,068,000	
住友重機械工業	676,000	470.00	317,720,000	
	- L	<u> </u>		ļ

	-		月1個記	正券届出書(内国投資信託
日立建機	676,000	1,954.00	1,320,904,000	
クボタ	676,000	1,391.00	940,316,000	
荏原製作所	676,000	628.00	424,528,000	
ダイキン工業	676,000	6,237.00	4,216,212,000	
日本精工	676,000	1,279.00	864,604,000	
NTN	676,000	442.00	298,792,000	
ジェイテクト	676,000	1,681.00	1,136,356,000	
日立造船	135,200	509.00	68,816,800	
三菱重工業	676,000	630.00	425,880,000	
IHI	676,000	443.00	299,468,000	
コニカミノルタ	676,000	876.00	592,176,000	
ミネベア	676,000	1,091.00	737,516,000	
日立製作所	676,000	718.00	485,368,000	
東芝	676,000	450.00	304,200,000	
三菱電機	676,000	1,208.00	816,608,000	
富士電機	676,000	470.00	317,720,000	
安川電機	676,000	1,269.00	857,844,000	
明電舎	676,000	413.00	279,188,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	676,000	613.00	414,388,000	
日本電気	676,000	321.00	216,996,000	
富士通	676,000	709.00	479,284,000	
沖電気工業	676,000	212.00	143,312,000	
パナソニック	676,000	1,182.00	799,032,000	
シャープ	676,000	310.00	209,560,000	
ソニー	676,000	1,648.00	1,114,048,000	
TDK	676,000	4,570.00	3,089,320,000	
ミツミ電機	676,000	666.00	450,216,000	
アルプス電気	676,000	1,304.00	881,504,000	
パイオニア	676,000	213.00	143,988,000	
横河電機	676,000	1,286.00	869,336,000	
アドバンテスト	1,352,000	1,260.00	1,703,520,000	
カシオ計算機	676,000	1,417.00	957,892,000	
ファナック	676,000	17,245.00	11,657,620,000	
京セラ	1,352,000	4,797.00	6,485,544,000	
太陽誘電	676,000	1,097.00	741,572,000	
大日本スクリーン製造	676,000	474.00	320,424,000	
キヤノン	1,014,000	3,386.00	3,433,404,000	
リコー	676,000	1,224.00	827,424,000	
東京エレクトロン	676,000	7,000.00	4,732,000,000	
デンソー	676,000	4,798.00	3,243,448,000	
三井造船	676,000	207.00	139,932,000	
川崎重工業	676,000	393.00	265,668,000	
		_		

			1月1川市	正券届出書(内国投資信託
日産自動車	676,000	958.00	647,608,000	
いすゞ自動車	676,000	642.00	433,992,000	
トヨタ自動車	676,000	5,823.00	3,936,348,000	
日野自動車	676,000	1,360.00	919,360,000	
三菱自動車工業	67,600	1,084.00	73,278,400	
マツダ	676,000	474.00	320,424,000	
本田技研工業	1,352,000	3,511.00	4,746,872,000	
スズキ	676,000	3,105.00	2,098,980,000	
富士重工業	676,000	2,776.00	1,876,576,000	
テルモ	1,352,000	2,217.00	2,997,384,000	
ニコン	676,000	1,648.00	1,114,048,000	
オリンパス	676,000	3,295.00	2,227,420,000	
シチズンホールディングス	676,000	780.00	527,280,000	
凸版印刷	676,000	763.00	515,788,000	
大日本印刷	676,000	1,027.00	694,252,000	
ヤマハ	676,000	1,651.00	1,116,076,000	
東京電力	67,600	412.00	27,851,200	
中部電力	67,600	1,228.00	83,012,800	
関西電力	67,600	908.00	61,380,800	
東京瓦斯	676,000	576.00	389,376,000	
大阪瓦斯	676,000	416.00	281,216,000	
東武鉄道	676,000	517.00	349,492,000	
東京急行電鉄	676,000	702.00	474,552,000	
小田急電鉄	676,000	943.00	637,468,000	
京王電鉄	676,000	759.00	513,084,000	
京成電鉄	676,000	985.00	665,860,000	
東日本旅客鉄道	67,600	7,729.00	522,480,400	
西日本旅客鉄道	67,600	4,356.00	294,465,600	
東海旅客鉄道	67,600	13,840.00	935,584,000	
日本通運	676,000	509.00	344,084,000	
ヤマトホールディングス	676,000	2,133.00	1,441,908,000	
日本郵船	676,000	307.00	207,532,000	
商船三井	676,000	387.00	261,612,000	
川崎汽船	676,000	218.00	147,368,000	
A N A ホールディングス	676,000	230.00	155,480,000	
三菱倉庫	676,000	1,459.00	986,284,000	
ヤフー	270,400	482.00	130,332,800	
トレンドマイクロ	676,000	3,360.00	2,271,360,000	
スカパーJSATホールディングス	67,600	553.00	37,382,800	
日本電信電話	67,600	6,228.00	421,012,800	
KDDI	1,352,000	6,009.00	8,124,168,000	
NTTドコモ	67,600	1,745.00	117,962,000	
	•			

			13164	止分油山青(内国投食后式
東宝	67,600	2,290.00	154,804,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	676,000	3,880.00	2,622,880,000	
コナミ	676,000	2,253.00	1,523,028,000	
ソフトバンク	2,028,000	7,673.00	15,560,844,000	
双日	67,600	173.00	11,694,800	
伊藤忠商事	676,000	1,247.00	842,972,000	
丸紅	676,000	724.00	489,424,000	
豊田通商	676,000	2,752.00	1,860,352,000	
三井物産	676,000	1,584.00	1,070,784,000	
住友商事	676,000	1,332.00	900,432,000	
三菱商事	676,000	2,085.00	1,409,460,000	
J.フロント リテイリング	676,000	710.00	479,960,000	
三越伊勢丹ホールディングス	676,000	1,301.00	879,476,000	
セブン&アイ・ホールディングス	676,000	4,096.00	2,768,896,000	
高島屋	676,000	959.00	648,284,000	
丸井グループ	676,000	917.00	619,892,000	
イオン	676,000	1,221.00	825,396,000	
ユニーグループ・ホールディングス	676,000	631.00	426,556,000	
				代用有価証券
ファーストリテイリング	676,000	·		
新生銀行	676,000		148,044,000	
あおぞら銀行	676,000		219,024,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	676,000	614.00	415,064,000	
りそなホールディングス 	67,600		37,180,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	676,000	459.00	310,284,000	
三井住友フィナンシャルグループ	67,600	4,279.00	289,260,400	
千葉銀行	676,000	696.00	470,496,000	
横浜銀行	676,000	573.00	387,348,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	676,000	467.00	315,692,000	
静岡銀行	676,000	1,024.00	692,224,000	
みずほフィナンシャルグループ	676,000	209.00	141,284,000	
大和証券グループ本社	676,000	847.00	572,572,000	
野村ホールディングス	676,000	708.00	478,608,000	
松井証券	676,000	1,062.00	717,912,000	
NKSJホールディングス	169,000	2,771.00	468,299,000	
M S & A Dインシュアランスグループホール ディングス	202,800	2,518.00	510,650,400	
ソニーフィナンシャルホールディングス	135,200	1,788.00	241,737,600	
第一生命保険	67,600	1,539.00	104,036,400	
東京海上ホールディングス	338,000	3,429.00	1,159,002,000	
T & Dホールディングス	135,200	1,366.00	184,683,200	
クレディセゾン	676,000	1,951.00	1,318,876,000	

			131144	
東急不動産ホールディングス	676,000	794.00	536,744,000	
三井不動産	676,000	3,236.00	2,187,536,000	
三菱地所	676,000	2,462.00	1,664,312,000	
平和不動産	135,200	1,615.00	218,348,000	
東京建物	676,000	950.00	642,200,000	
住友不動産	676,000	4,345.00	2,937,220,000	
電通	676,000	4,075.00	2,754,700,000	
東京ドーム	676,000	492.00	332,592,000	
セコム	676,000	6,174.00	4,173,624,000	
合 計	142,805,000		257,218,169,000	
台 計	142,805,000		257,218,169,000	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

[「]注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2014年 6月30日現在です。

【年金積立 インデックスファンド225】

【純資産額計算書】

資産総額	9,164,514,957円
負債総額	38,277,491円
純資産総額(-)	9,126,237,466円
発行済口数	5,761,229,801□
1口当たり純資産額(/)	1.5841円

(参考)

インデックス マザーファンド 225

純資産額計算書

資産総額	259,667,442,397円
負債総額	155,183,591円
純資産総額(-)	259,512,258,806円
発行済口数	153,583,925,318□
1口当たり純資産額(/)	1.6897円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換

該当事項はありません。

- (2)受益者に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている 振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止

EDINET提出書類 日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成26年6月末現在 資本金 17,363,045,900円

発行可能株式総数 230,000,000株

発行済株式総数 197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減

年月日	变更後 (変更前)
平成21年10月 1 日	17,363,045,900円(16,403,045,900円)

(2)会社の意思決定機関(平成26年6月末現在)

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な 事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日(事業年度の終了)から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(3)運用の意思決定プロセス(平成26年6月末現在)

- 1.投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
- 2.各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
- 3.各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
- 4.トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、 発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
- 5.運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成26年6月末現在の投資信託などは次の通りです。

#0×1×1×

	種類	ファンド本数	(単位:億円)
投資信託総	合計	506	95,284
株式	投資信託	449	73,912
	単位型	61	1,575
	追加型	388	72,337
公社化	責投資信託	57	21,371
	単位型	41	332
	追加型	16	21,039
投資法人合		1	41

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

				(単位:百万円)
	(平5	第54期 뉯25年 3 月31日)		第55期 (平成26年 3 月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金	3	15,820	3	17,805
有価証券		-		234
前払費用	3	380	3	419
未収入金		4		37
未収委託者報酬		7,472		7,162
未収収益	3	342	3	608
関係会社短期貸付金		606		240
立替金		335		303
繰延税金資産		869		984
その他	2	30	2	30
流動資産合計		25,862		27,826
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	48	1	47
器具備品	1	124	1	134
有形固定資産合計		172	_	181
無形固定資産			_	

		131411111111111111111111111111111111111
ソフトウエア	70	91
無形固定資産合計	70	91
投資その他の資産		
投資有価証券	7,170	7,290
関係会社株式	22,935	21,702
関係会社長期貸付金	60	60
長期差入保証金	706	692
繰延税金資産	500	525
投資その他の資産合計	31,373	30,271
固定資産合計	31,616	30,544
資産合計	57,478	58,371

				(単位:百万円)
		第54期 (平成25年 3 月31日)		第55期 (平成26年 3 月31日)
負債の部				
流動負債				
預り金		305		329
未払金		3,862		3,404
未払収益分配金		6		6
未払償還金		115		112
未払手数料	3	3,195	3	2,743
その他未払金		545		542
未払費用	3	3,282	3	3,239
未払法人税等		589		2,286
未払消費税等	4	123	4	356
賞与引当金		1,770		1,935
役員賞与引当金	_	80	_	150
流動負債合計	_	10,012	_	11,702
固定負債				
退職給付引当金		1,001		1,081
その他	_	55		55
固定負債合計	_	1,057	_	1,137
負債合計	_	11,070	_	12,840
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金	_	5,220	_	5,220
資本剰余金合計	_	5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		23,530	_	22,694
利益剰余金合計	_	23,530		22,694
自己株式	_	68		68
株主資本合計	_	46,045		45,209
	_		_	

		有価証券届出書(内国投資
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	362	321
評価・換算差額等合計	362	321
純資産合計	46,408	45,531
負債純資産合計	57,478	58,371

(2)【損益計算書】

		66		(単位:百万円)
		第54期 平成24年 4 月 1 日 平成25年 3 月31日)	(自 至	第55期 平成25年4月1日 平成26年3月31日)
営業収益		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,	
委託者報酬		52,848		63,120
その他営業収益		1,922		2,557
営業収益合計		54,771		65,678
営業費用				
支払手数料		26,955		31,207
広告宣伝費		649		1,081
公告費		7		2
調査費		10,797		13,405
調査費		691		712
委託調査費		10,089		12,669
図書費		17		23
委託計算費		406		469
営業雑経費		530		558
通信費		188		186
印刷費		214		25
協会費		46		4:
諸会費		16		1
その他		64		68
営業費用計		39,347	-	46,72
一般管理費		<u> </u>	-	·
給料		6,759		7,17
役員報酬		256		310
役員賞与引当金繰入額		80		150
給料・手当		4,565		4,719
賞与		87		50
賞与引当金繰入額		1,770		1,93
交際費		100		108
寄付金		66		54
旅費交通費		313		448
租税公課		188		209
不動産賃借料		753		755
退職給付費用		312		31:
退職金		83		32
固定資産減価償却費		124		109
超 足 質性		3,061		3,364
一般管理費計	-	11,764		12,568
一 NE E E E O 営業利益		3,659		6,388

						(単位:百万円)
		(自 至	第54期 平成24年 4 月 1 日 平成25年 3 月31日)		(自 至	第55期 平成25年4月1日 平成26年3月31日)
営業外収益			·			
受取利息			12			17
受取配当金	1		601	1		1,774
時効成立分配金・償還金			4			4
為替差益			64			26
その他			16			19
営業外収益合計			699			1,842
営業外費用						
支払利息			19			19
有価証券償還損			1			-
時効成立後支払分配金・償還金			15			22
支払源泉所得税			55			57
その他			2			13
営業外費用合計			93			114
経常利益			4,265			8,116
特別利益						
投資有価証券売却益			226			135
関係会社株式売却益			239			-
特別利益合計			465			135
特別損失						
投資有価証券売却損			84			12
関係会社株式評価損			-			4,500
固定資産処分損			3			0
割増退職金			-			59
役員退職一時金			75			235
特別損失合計			163			4,807
税引前当期純利益			4,568			3,445
法人税、住民税及び事業税			1,480			3,020
法人税等調整額			260			119
法人税等合計			1,740	•		2,900
当期純利益			2,827	•		544

(3)【株主資本等変動計算書】

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	(単位:白万円)							
		株主資本						
		資本剰	 制余金	利益乗	余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余	自己株式	株主資本 合計	
		貝本华湘玉	桑本千備並 合計 	一 一 無越	繰越利益 剰余金	金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,172	22,172	68	44,687	
当期変動額								
剰余金の配当				1,468	1,468		1,468	

有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

当期純利益				2,827	2,827		2,827
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	1,358	1,358	-	1,358
当期末残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045

	評価・換	評価・換算差額等		
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	42	42	44,729	
当期变動額				
剰余金の配当			1,468	
当期純利益			2,827	
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)	320	320	320	
当期変動額合計	320	320	1,678	
当期末残高	362	362	46,408	

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

(十年:日八八)									
		株主資本							
		資本剰	制余金	利益乗	余金				
	資本金	資本金	資本金	次上注 /# △	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金 員本親 合言 	合計	繰越利益 剰余金	金合計				
当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045		
当期変動額									
剰余金の配当				1,380	1,380		1,380		
当期純利益				544	544		544		
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	836	836	•	836		
当期末残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	68	45,209		

	評価・換	評価・換算差額等		
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	362	362	46,408	
当期変動額				
剰余金の配当			1,380	
当期純利益			544	
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)	40	40	40	
当期変動額合計	40	40	876	
当期末残高	321	321	45,531	

(重要な会計方針)

_	
項目	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価 方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方 法	 (1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年~5年 器具備品 4年~20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業 年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年 度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間 に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
4 その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事 項	数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生 の翌事業年度から費用処理しております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外 消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

第55期

(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、(退職給付関係)注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、 (退職給付関係)の注記の組替えは行っておりません。

(貸借対照表関係)

第54期	第55期
(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
建物 1,054百万円	建物 1,091百万円
器具備品 618百万円	器具備品 625百万円
2 信託資産	2 信託資産
その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金	その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金
信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託し	信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託し
ております。	ております。
3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ	3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ
ります。	ります。
(流動資産)	(流動資産)
現金・預金 3,818百万円	現金・預金 6,249百万円
前払費用 2百万円	前払費用 2百万円
未収収益 58百万円	未収収益 74百万円
(流動負債)	(流動負債)
未払手数料 143百万円	未払手数料 98百万円
未払費用 297百万円	未払費用 274百万円
小心莫用 201日/川」	小迈莫尔 217日7月1
4 消費税等の取扱い	4 消費税等の取扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、
「未払消費税等」として表示しております。	「未払消費税等」として表示しております。
5 保証債務	5 保証債務
当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd が	当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd が
ロンドン ウォール リミテッド パートナーシップ	ロンドン ウォール リミテッド パートナーシップ
に支払うオフィス賃借料等の債務87百万円に対して	に支払うオフィス賃借料等の債務65百万円に対して
保証を行っております。また当社は、Nikko Asset	保証を行っております。また当社は、Nikko Asset
Management Americas, Inc. がマディソン タワー	Management Americas, Inc.がマディソン タワー
アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払	アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払
うオフィス賃借料等の債務243百万円に対して保証	うオフィス賃借料等の債務159百万円に対して保証

(損益計算書関係)

を行っております。

第54期	第55期		
(自 平成24年 4 月 1 日	(自 平成25年 4 月 1 日		
至 平成25年 3 月31日)	至 平成26年 3 月31日)		
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、		
次のとおりであります。	次のとおりであります。		
受取配当金 552百万円	受取配当金 1,290百万円		

を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	109,600	-	-	109,600

3 新株予約権等に関する事項

	新株予約権	新株	予約権の目的も	こなる株式の数	7(株)	当事業年
新株予約権の内訳	の 目的となる 当事業年 株式の種類 期首	当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	度末残高 (百万円)
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	19,215,900	-	2,237,400	16,978,500	-
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,676,400	-	49,500	1,626,900	-
平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,091,800	-	161,700	5,930,100	-
合計		32,249,300	-	2,448,600	29,800,700	-

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストック オプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
 - 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
 - 3 平成21年度ストックオプション(1)13,625,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,287,000 株、平成22年度ストックオプション(1)1,732,500株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種 類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年 5 月28日 取締役会	普通株式	1,468	7.46	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種 類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 5 月27日 取締役会	普通株式	利益剰 余金	1,380	7.01	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月18日

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	109,600	-	-	109,600

3 新株予約権等に関する事項

	新株予約権	新株·	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
新株予約権の内訳	の 目的となる 当 株式の種類	当事業年度期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	当事業年 度末残高 (百万円)
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	16,978,500	-	1,075,800	15,902,700	-
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,626,900	-	59,400	1,567,500	-
平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	1	1	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	1	-	2,955,200	-
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	5,930,100	1	541,200	5,388,900	-
合計		29,800,700	1	1,676,400	28,124,300	-

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストック オプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
 - 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
 - 3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500 株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株及び平成23年度ストックオプション(1)2,887,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 5 月27日 取締役会	普通株式	1,380	7.01	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

(リース取引関係)

<u> </u>			
第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
オペレーティング・リース取引		オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	750百万円	1 年内	751百万円
1 年超	807百万円	1 年超	77百万円
合計	1,558百万円	合計	828百万円

(金融商品関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

- 1 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等によ

る信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

			(1 12 + 17 31 3 7
	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金・預金	15,820	15,820	-
(2) 未収委託者報酬	7,472	7,472	-
(3) 未収収益	342	342	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	7,091	7,091	-
(5) 未払金	(3,862)	(3,862)	-
(6) 未払費用	(3,282)	(3,282)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。
- (4) 投資有価証券投資信託は基準価額によっております。
- (5) 未払金及び(6) 未払費用 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。
- 2 非上場株式等(貸借対照表計上額79百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フロー を見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証 券 その他有価証券」には含めておりません。
- 3 子会社株式(貸借対照表計上額20,042百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。
- 4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,820	-	-	-
未収委託者報酬	7,472	-	-	-
未収収益	342	-	-	-
投資有価証券				
投資信託	-	385	1,299	920
合計	23,635	385	1,299	920

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

- 1 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除

き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。ま た既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の 財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建 ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しておりま す。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。 また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推 計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しており ます。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に 応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するととも に、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リ スクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につい ては、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には 含めておりません。

(単位:百万円)

			(1 12 + 17 7 13 7
	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1)現金・預金	17,805	17,805	-
(2) 未収委託者報酬	7,162	7,162	-
(3) 未収収益	608	608	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,457	7,457	-
(5) 未払金	(3,404)	(3,404)	-
(6) 未払費用	(3,239)	(3,239)	-

- ()負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
 - (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。
 - (4) 有価証券及び投資有価証券 投資信託は基準価額によっております。
 - (5) 未払金及び(6) 未払費用 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。
 - 2 非上場株式等(貸借対照表計上額66百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フロー を見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及 び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
 - 3 子会社株式(貸借対照表計上額18,809百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万 円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握す ることが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。
 - 4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	17,805	-	-	-
未収委託者報酬	7,162	-	-	-
未収収益	608	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	234	315	1,166	973
合計	25,811	315	1,166	973

(有価証券関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

	貸借対照表計上	
	額	
子会社株式	20,042	
関連会社株式	2,892	

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも	投資信託	6,366	5,708	658
取得原価を超えるもの	小計	6,366	5,708	658
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない	投資信託	724	821	96
取得原価を超えない もの	小計	724	821	96
合計	•	7,091	6,529	561

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
 - 2 非上場株式等(貸借対照表計上額 79百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	43	35	67
投資信託	1,099	190	17
合計	1,143	226	84

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

(丰位:日/川コ)	
	貸借対照表計上
	額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも	投資信託	3,819	3,188	631
取侍原価を起えるも の	小計	3,819	3,188	631
貸借対照表計上額が	投資信託	3,637	3,768	130
取得原価を超えない もの	小計	3,637	3,768	130
合計		7,457	6,957	500

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
 - 2 非上場株式等(貸借対照表計上額 66百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	11	-
投資信託	1,734	124	12
合計	1,758	135	12

(持分法損益等)

第54期	第55期	
(自 平成24年 4 月 1 日	(自 平成25年 4 月 1 日	
至 平成25年 3 月31日)	至 平成26年 3 月31日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位:百万円 (1)関連会社に対する投資の金額 3,06 (2)持分法を適用した場合の投資の金額 6,28 (3)持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,15	9 (1)関連会社に対する投資の金額 3,065 (2)持分法を適用した場合の投資の金額 7,660	

(退職給付関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

1,101
1,101
99
1,001

3 退職給付費用に関する事項

		(単位:百万円)
1	勤務費用	102
П	利息費用	13
八	数理計算上の差異の費用処理額	24
=	確定拠出型企業年金への掛金	171
朩	退職給付費用合計	312

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

1	退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例
	割引率	0.9%
八	数理計算上の差異の処理年数	10年

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

- 2 確定給付制度
- (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,101	百万円
勤務費用	110	"
利息費用	9	"
数理計算上の差異の発生額	9	"
退職給付の支払額	56	"
退職給付債務の期末残高	1,174	"

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,174	百万円
未積立退職給付債務	1,174	"
未認識数理計算上の差異	92	"
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	"
退職給付引当金	1,081	百万円
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	"

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	110	百万円
利息費用	9	"
数理計算上の差異の費用処理額	16	"
確定給付制度に係る退職給付費用	137	"

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.8%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、176百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックス	オプション(1)	平成21年度ス	ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社 の取締役・従業員	271名	当社及び関係 st の取締役・従業	48名
株式の種類別のストックオプ ションの付与数 (注)	普通株式	19,724,100株	普通株式	1,702,800株
付与日	平成22年 2 月	8日	平成	22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下初日」といいます。)、能初日から1年経過した当該権利行使可能初日が日の翌日まで原則としてにあることを要し、それ株予約権の2分の1、41ずつ権利確定する。た約権の行使時において、していることを要する。	当該権利行使可 日の翌日、及び いら2年経過した 従業員等の地位 れぞれ保有する新 分の1、4分の ただし、本新株予		同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可 2年を経過した日まで	『能初日から		同左
権利行使期間	平成24年 1 月2 平成32年 1 月2			同左

	平成22年度ストックオ	プション(1)	平成23年度ストック:	オプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員	1名	当社及び関係会社 の取締役・従業員	186名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式	2,310,000株	普通株式	6,101,700株
付与日	平成22年 8 月	20日	平成23年10	月7日

有価証券届出書(内国投資信託受益)			資信託受益証券)
	平成24年1月22日(以下「権利行使可能	平成25年10月7日(以下「権利行使可能	
	初日」といいます。)、当該権利行使可	初日」といいます。)、当該権利行使可	
	能初日から1年経過した日の翌日、及び	能初日から1年経過した日の翌日、及び	
	当該権利行使可能初日から2年経過した	当該権利行使可能初日から2年経過した	
 佐利	日の翌日まで原則として従業員等の地位	日の翌日まで原則として従業員等の地位	
権利確定条件 	にあることを要し、それぞれ保有する新	にあることを要し、それぞれ保有する新	
	株予約権の2分の1、4分の1、4分の	株予約権の2分の1、4分の1、4分の	
	1ずつ権利確定する。ただし、本新株予	1ずつ権利確定する。ただし、本新株予	
	約権の行使時において、当社が株式公開	約権の行使時において、当社が株式公開	
	していることを要する。	していることを要する。	
→→ 	付与日から、権利行使可能初日から	付与日から、権利行使可能初日から	
対象勤務期間	2年を経過した日まで	2年を経過した日まで	
+矢工()/二/末廿0日日	平成24年 1 月22日から	平成25年10月 7 日から	
権利行使期間 	平成32年1月21日まで	平成33年10月 6 日まで	

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション (新株予約権)の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	19,215,900	1,676,400
付与	0	0
失効	2,237,400	49,500
権利確定	0	0
権利未確定残	16,978,500	1,626,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	6,091,800
付与	0	0
失効	0	161,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,930,100
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-

権利未行使残	_	-
惟利禾1]误%	-	-

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積 りによっております。
 - 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額 当事業年度末における本源的価値の合計額 百万円
 - 3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストック	7オプション(1)	平成21年度ストック	7オプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員	271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員	48名
株式の種類別のストックオプ ションの付与数 (注)	普通株式	19,724,100株	普通株式	1,702,800株
付与日	平成22年 2	月8日	平成22年 8	月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(可能ででは、 可能では、 可能では、 ではいい では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	で、)、当該権 1年使可でという。 1年使可ででという。 1の翌にのがはでいる。 1ででは、 1ででは、 1ででは、 1ででは、 1ででは、 1ででは、 1ででは、 1ででは、 1では、 1	同左	Ē
対象勤務期間	付与日から、権利行 2年を経過した日ま		同左	
権利行使期間	平成24年 1 月 平成32年 1 月		同左	•

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186名

株式の種類別のストックオプ ションの付与数 (注)	普通株式	2,310,000株	普通株式	6,101,700株
付与日	平成22年	■8月20日	平成23:	年10月7日
権利確定条件	可能初日」といい 利行使可能初日が の翌日とのと から2年経業員等の とし、分の1、 の2分の2年の2分の2 の2分の2分の2 の2分の2	日(はまない。 日(はするとは、 「作、過しにでは、 はなり、とは、 はをはいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	可能初日」といい 利行使可能初日が の翌日、及び当ま から2年経過した として従業員等の 要し、それぞれが の2分の1、45 つ権利確定する。	日(は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
対象勤務期間	付与日から、権利 2年を経過した日		付与日から、権利 2年を経過したE	刊行使可能初日から ∃まで
権利行使期間		月22日から 月21日まで		0月7日から 0月6日まで

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション (新株予約権)の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利確定前(株)		
期首	16,978,500	1,626,900
付与	0	0
失効	1,075,800	59,400
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月 7 日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,930,100
付与	0	0
失効	0	541,200
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,388,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-

権利未行使残	_	-	

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)	
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年8月20日	
権利行使価格(円)	625	625	
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0	

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)		
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月7日		
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3		
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0		

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積 りによっております。
 - 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額 当事業年度末における本源的価値の合計額 百万円
 - 3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第54期		第55期		
(平成25年 3 月31	· ·	(平成26年3月31日)		
1 繰延税金資産及び繰延税金負債	賃の発生の主な原因別	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別		
の内訳		の内訳		
	(単位:百万円)		(単位:百万円)	
繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)	
賞与引当金繰入超過額	672	賞与引当金繰入起	迢過額 689	
その他	196	その他	294	
小計	869	小計	984	
 繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)	
投資有価証券評価損	149	投資有価証券評价	西損 148	
退職給付引当金超過額	361	関係会社株式評価	西損 1,665	
固定資産減価償却超過額	174	退職給付引当金起	迢過額 385	
その他	75	固定資産減価償去	D超過額 158	
小計	760	その他	34	
繰延税金資産小計	1,630	小計	2,391	
評価性引当金	61	繰延税金資産小計	3,375	
繰延税金資産合計	1,568	評価性引当金	1,665	
		繰延税金資産合計	1,710	
操延税金負債(固定)		繰延税金負債(固定)	
その他有価証券評価差額金	199	その他有価証券評	平価差額金 200	
繰延税金負債合計	199	繰延税金負債合計	200	
繰延税金資産の純額	1,369	繰延税金資産の純額	頁 1,510	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原 因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
評価性引当金の増減	46.6%
交際費等永久に損金に算入されない 項目	3.7%
受取配当金等永久に益金に算入され ない項目	12.9%
税率変更による期末繰延税金資産の 減額修正	1.9%
海外子会社の留保利益の影響額等	6.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担 率	84.2%

	,
第54期	第55期
(平成25年3月31日)	(平成26年 3 月31日)
	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延
-	税金負債の金額の修正
	「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年
	法律第10号)の施行に伴い、「復興特別法人税に関
	する政令の一部を改正する政令」(平成26年政令第
	151号)が平成26年3月31日に公布されたことによ
	り、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復
	興特別法人税が課されないこととなりました。これ
	に伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度におい
	て解消が見込まれる一時差異について、当社が使用
	した法定実効税率は38.0%から35.6%に変更されて
	おります。この結果、繰延税金資産の金額(繰延税
	金負債の金額を控除した金額)は65百万円減少し、
	その他有価証券評価差額金の金額が1百万円、法人
	税等調整額の金額が63百万円、それぞれ増加してお
	ります。

(関連当事者情報)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

- 1 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引
 - (ア) 財務諸表提出会社の親会社 重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在 地	資本金 又は 出資金 (千SGD)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management	シンガ	252,000	アセット マネジメ	直接	資金の	資金の貸付 (シンガポー ルドル貨建) (注1)	525 (千SGD 8,000)	関係会社 短期貸付金	606 (干SGD 8,000)
丁去 粒	International Limited	 国 	252,000	ント業	100.00	貸付	貸付金利息 (シンガポー ルドル貨建) (注1)	5 (千SGD 76)	未収収益	5 (千SGD 76)

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - 1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

三井住友信託銀行株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成24年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計10,930百万円負債合計1,103百万円純資産合計9,826百万円

営業収益 7,917百万円税引前当期純利益 2,801百万円当期純利益 2,091百万円

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

- 1 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引
 - (ア) 財務諸表提出会社の親会社 重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

	. , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,													
種類	会社等の 名称又は 氏名	所在 地	資本金 又は 出資金 (千SGD)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)				
						資金の	資金の貸付 (シンガポー ルドル貨建) (注1)	398 (千 SGD 5,059) (注2)	関係会社 短期貸付金	240 (千 SGD 2,940)				
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	アセット 292,000 マネジメ ント業	アセット マネジメ ント業	 マネジメ	マネジメ	直接 100.00	マジメ 100 00	トジメ 400 00	ト 直接 メ 100.00	貸付金利息 (シンガポー ルドル貨建) (注1)	15 (千 SGD 192)	未収収益	5 (千 SGD 64)
						-	増資の引受 (注3)	3,266 (千 SGD 40,000)	-					

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - 1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
 - 2 資金の貸付に係る取引金額 398百万円(5,059千 SGD)の内訳は、貸付240百万円(2,940千 SGD) 及び返済 638百万円(8,000千 SGD)であります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 3 Nikko Asset Management International Limitedの行った40,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

三井住友信託銀行株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成25年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計 15,790百万円 負債合計 1,713百万円 純資産合計 14,076百万円

営業収益 11,350百万円税引前当期純利益 4,212百万円当期純利益 3,096百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

- 1 製品及びサービスごとの情報
 - 当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。
- 2 地域ごとの情報
 - (1)営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1)営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1 株当たり純資産額	235円69銭	231円23銭	
1 株当たり当期純利益金額	14円35銭	2円76銭	

- (注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が 非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しており ません。
 - 2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 (自 平成	第55期
· 块口 	至 平成25年3月31日) 至 平成	26年 3 月31日)

		万川町分田山首(79円)
当期純利益(百万円)	2,827	544
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,827	544
普通株式の期中平均株式数 (千株)	196,903	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかっ た潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 16,978,500株、平成21年度ストックオプション(2) 1,626,900株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,930,100株	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2) 1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,388,900株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (平成25年 3 月31日)	第55期 (平成26年 3 月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	46,408	45,531
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	46,408	45,531
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	196,903	196,903

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円(平成26年3月末現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に

基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受

託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の

すべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

, <u> </u>			
名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容	
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円		
株式会社SBI証券	47,937百万円		
損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	3,000百万円 (平成26年9月1日現在)	金融商品取引法に定める第 一種金融商品取引業を営んでいます。	
内藤証券株式会社	3,002百万円	CVIA9	
楽天証券株式会社	7,495百万円		
株式会社京都銀行	42,103百万円		
株式会社きらやか銀行	22,700百万円		
株式会社群馬銀行	48,652百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。	
株式会社常陽銀行	85,113百万円		
株式会社第四銀行	32,776百万円	70 (18)	
株式会社千葉銀行	145,069百万円		
株式会社東京都民銀行	48,120百万円		
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。	
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	100,005百万円	保険業法に基づき損害保険 業を営んでいます。	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

労働金庫連合会	120,000百万円 (出資の総額) 労働金庫法に れた労働金庫 融機関です。	
---------	---	--

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1)受託会社

三井住友信託銀行株式会社は、日興アセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の91.29%を保有しております。(平成26年3月末現在)

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用します。
- (2)目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3)目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合には その旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前 に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載

- (4)有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5)目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」 「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の 内容の記載とすることがあります。

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (7)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (8) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある旨の記載。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社 取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 羽 太 典 明

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 秋 宗 勝 彦

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年7月23日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司 業務執行社員

指定社員 公認会計士鶴田光夫 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている年金積立 インデックスファンド225の平成25年6月18日から平成26年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、年金積立 インデックスファンド225の平成26年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。